所 属	地域県民部 市町村室		
担当(係)名	広域行政チー ム	内 線	2370 ~ 2372

1,767,118

(款)2総務費 (項)4市町村振興費 (目)(2)自治振興費

(明細書事業名) 広域行政推進費 地方振興助成費(事業「広域連合支援交付金」 のみ)

市町村合併·広域連合推進事業

1 当初予算(要求)額(千円)

1,772,118

2 当初予算(決定)額(千円)

1,766,318

【財源内訳】 国 庫 一般財源

5,000

(前年度445,412)

3 事業概要

(1)市町村合併支援事業費 テレビ広報番組制作委託費

(2) 広域行政構想策定費

市町村合併支援本部経費 市町村合併アドバイザーの派遣 支援要綱改定版パンフレット等の作成

(3)市町村合併·広域連合推進事業費 市町村合併出前説明会の実施

(4)合併協議会支援事業費

合併協議会事務局職員による意見交換会の開催

(5)広域まちづくり推進事業費補助金

民間団体(公共的団体等)が市町村合併を目指した広域行政に関する事業を実施する場合に 財政支援を行う。

(6)合併協議会支援交付金

合併協議会が平成16年度末までに市町村合併の準備事業を行う場合に財政支援を行う。

(7)合併市町村支援交付金

合併市町村(合併後の市町村)の建設に必要な緊急かつ特別な財政需要に対して財政支援 を行う。

(8) 広域連合支援交付金

介護保険全般を含む複数の事務を処理する等の条件を満たす広域連合が広域計画に基づく事業を実施する場合に財政支援を行う。

- 4 施策の効果
- (1)住民や市町村等に対して、市町村合併に関する情報を広く提供することで、自主的な市町村合併の取組みを支援することができる。

< 実績例 >

平成13年度市町村合併アドバイザー派遣回数・・・13回

(2)合併協議会(法定)に対する財政支援を行うことで、市町村合併の具体的な議論、取組み等が円滑に行われるよう支援することができる。

<実績例>

平成13年度合併協議会支援交付金交付団体数・・・1団体

(3)民間団体の活動に対する財政支援を行うことで、民間を巻き込んだ市町村の合併議論が盛んになり、合併の気運が更に高まることが期待できる。

<実績例>

平成13年度広域まちづくり推進事業費補助金交付団体数・・・4団体

- (4)合併市町村の建設に必要な緊急かつ特別な財政需要について財政的に支援することにより、合併市町村のまちづくりを支援することができる。
- (5)広域連合やその構成市町村が広域計画に基づいて実施する事業に対して財政支援を行うことで、緊急に対応しなければならない広域的な行政課題への対応や地域の一体感の醸成を図るための事業の実施を支援することができる。

<実績例>

平成13年度広域連合支援交付金交付団体数・・・2団体

5 要求の内容

事 業 名	要 求 額	事業の内容(補助金・交付金の概要)
市町村合併支援事業費	5,000千円	テレビ広報番組制作委託の実施
広域行政構想策定費	1,781千円	・市町村合併支援本部経費 ・市町村合併アドバイザーの派遣 ・合併支援要綱(改訂版)パンフレット等 作成
市町村合併·広域連合推 進事業費	1,037千円	市町村合併出前説明会の実施
合併協議会支援事業費	800千円	·合併協議会事務局職員による意見交換会 の 開催
広域まちづくり推進事業 費補助金	2,000千円	補 助 率 1/2以内 補助限度額 500千円(1団体あたり)
合併協議会支援交付金	361,500千円	対象 重点支援地域の指定を受けた市町村で構成する合併協議会 対象事業 合併協議会が平成16年度末までに実施する合併準備に係る事業(人件費を除く) 交付総額 構成市町村数に5百万円を乗じて得た額を 限度とする
合併市町村支援交付金	500,000千円	対象 平成17年3月31日までに合併した合併市町村 対象事業 合併市町村が合併の行われた日の属する 年度及びこれに続く5年度までの期間に実施する次の事業で、市町村建設計画に位置付

		けられたもののうち、事前に事業計画について知事の承認を受けたもの ・広域的、効率的行政サービスを行うための事業 ・行政格差是正のための事業 ・その他知事が認める事業 交付総額 5億円 + 1億円 × (合併関係市町村 - 2) を限度とする。ただし、10億円を上限
広域連合支援交付金	900,000千円	対象 ・平成11年度から平成13年度までの3ヶ年の間に設立された広域連合 ・介護保険全般を含む複数の事務を処理(原則、既存の一部事務組合を統合)する広域連合 対象事業 ・広域連合が策定した広域計画に基づき、広域連合が行う事業及び構成市町村への補助事業とは併用しない) 申請期間 平成11年4月1日から平成14年3月31日まで 交付総額 構成市町村数に5千万円を乗じて得た額を 限度とする 交付期間 知事の承認年度から5年間

6 用語の解説

市町村合併支援本部

市町村合併の支援策等を関係部局の連携を図りながら、より総合的かつ効果的に実施するため、平成13年4月1日に設置された組織。

- ·本部長 知 事
- ·本部員 副知事、各部局長及び地域振興局長
- ·事務局 地域計画局市町村課振興室

市町村建設計画

市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民に対して合併市町村の将来に関するビジョンを与え、これによって住民が合併の適否を判断するという、いわばマスタープランとしての役割を果たす計画。

合併協議会

合併市町村の建設に関する基本的な計画(市町村建設計画)の作成その他市町村の合併に関する協議を行う組織。(合併特例法第3条第1項の規定による)

市町村合併アドバイザー

市町村の自主的な合併の支援を目的として県が平成13年4月1日に設置した市町村合併に関するアドバイザー。市町村合併アドバイザーは、市町村等の依頼に基づき主に次の任務を行う。

市町村等への助言及び指導

シンポジウムのパネリスト等としての参加による普及・啓発活動

7 決定内容

決定額 1,766,318千円

市町村合併支援事業費 0千円

国10/10の事業であるが、15年度は当該事業を行わないという国の方針が出たた

広域行政構想策定費 1,781千円

市町村合併·広域連合推進事業費 1,037千円

合併協議会支援事業費 0千円

既定経費対応とする。

広域まちづくり推進事業費補助金 2,000千円

合併協議会支援交付金 361,500千円 合併市町村支援交付金 500,000千円

合併市町村支援交付金 500,000千円 広域連合支援交付金 900,000千円